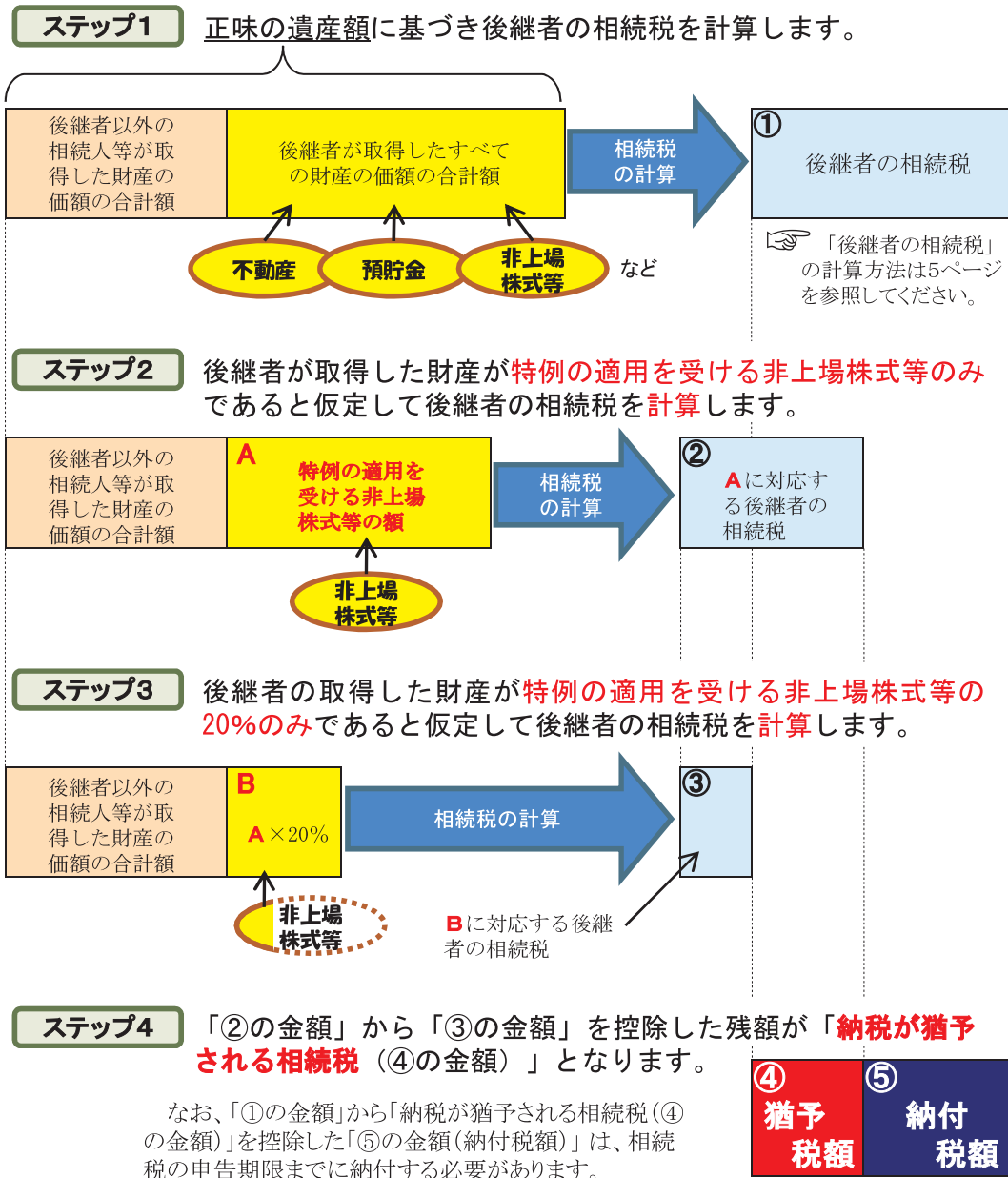


2 納税が猶予される相続税などの計算方法



「正味の遺産額」は、相続等によって取得した財産の価額と相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計した金額から、債務や葬式費用などの金額を差し引いて計算します。

なお、相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産がある場合には、その贈与財産の価額を、上記により計算した金額に加算します。

「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その金額を控除します。

また、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。くわしくは、税務署へお尋ねください。

◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

- 「a」・・・ 後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数
- 「b」・・・ 後継者が相続の開始前から保有する非上場株式等の数
- 「c」・・・ 相続の開始の直前の発行済株式等の総数

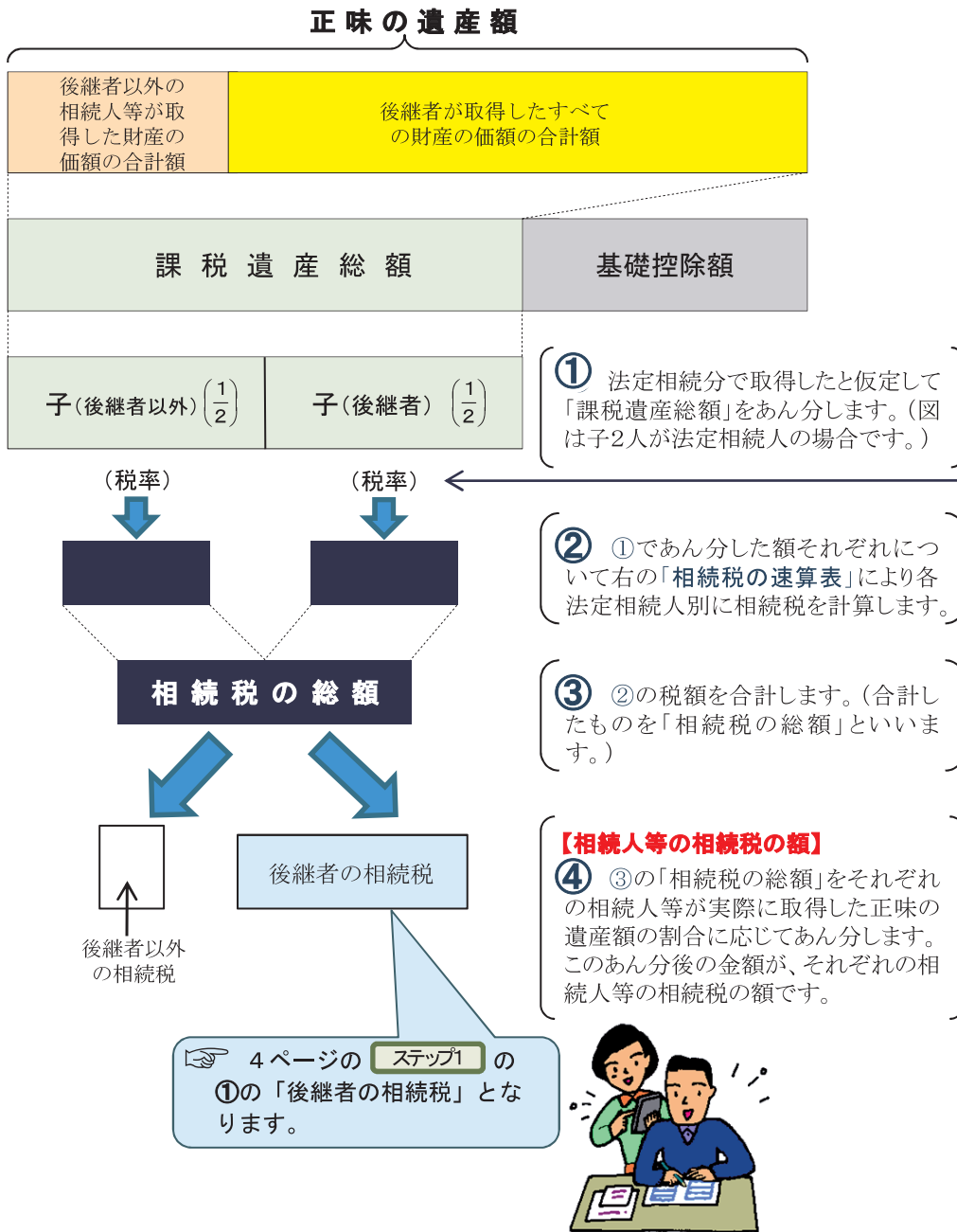
区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ	$a+b < c \times 2 \div 3$ の場合	後継者が相続等により取得した非上場株式等の数(a)
ロ	$a+b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続の開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数($c \times 2 \div 3 - b$)

持分会社の場合にも左表に準じます。

(注1) 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、ます。

(注2) この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、ます。

[参考] 後継者の相続税の計算方法



「基礎控除額」は、次の算式により計算します。

(算式)
 $5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

3 過去に特定受贈同族会社株式等の贈与を受けている場合

相続人等が被相続人から過去に「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合で、**平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」**を相続人等の住所地を所轄する**税務署に提出**しているなど一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、その被相続人に係る相続税の申告に際し、**この納税猶予の特例を選択**することができます。

なお、「特定受贈同族会社株式等」について、この納税猶予の特例を選択しない場合には、原則として、従前どおり、「特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5)」の規定を適用することができます。

ただし、贈与により取得した「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の全部について、この納税猶予の特例の適用を受けない場合には、これらの株式等だけでなく、相続又は遺贈により取得したこれらの株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてもこの納税猶予の特例の適用を受けることができませんのでご注意ください。

「**特定受贈同族会社株式等**」とは、贈与を受けた人(相続人等)が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項)」に記載された株式等をいいます。

「**特定同族株式等**」とは、「特定同族株式等の贈与の特例(同法第70条の3の3又は第70条の3の4)」の適用を受けた株式等及びその株式等の贈与があった年の翌年3月15日から4年を経過する日までに被相続人から贈与により取得したその株式等に係る会社の株式等をいいます。